

公益財団法人新潟県消防協会役員等の報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県消防協会（以下「協会」という。）定款第13条及び第26条の規定に基づき、評議員及び役員の特異な職務の執行の対価としての報酬の額及び支給基準等について定めることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、消防関係者（消防団又は消防本部に在籍し又は在籍したことのある者）以外の評議員及び役員とする。
ただし、消防関係者である評議員及び役員であっても特異な職務として過重な職務を行った場合は支給対象者とするすることができる。

(報酬額)

第3条 前条の評議員及び役員がこの法人の評議員会、理事会及び会長が必要と認め招集する会議に出席するときは、特異な職務の執行を会長が依頼したものとみなし、報酬を支給することができる。

2 前項の報酬の額は、1日につき10,000円以内の範囲で評議員会が定める額とする。

(特異な旅費交通費の支給)

第4条 第2条の評議員及び役員が遠隔地から評議員会、理事会及び会長が必要と認め招集する会議に出席するため、特異な経費を要する場合には、この法人の役員旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

(支給方法)

第5条 第3条の報酬額及び前条の旅費交通費は、評議員会、理事会及び会長が必要と認める会議に出席する都度、現金により支給する。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人設立登記の日（平成23年1月4日）から施行する。